

2環資一第116号
令和2年5月8日

各区市町村廃棄物主管部（課）長 様

東京都環境局資源循環推進部長
宮澤 浩司
（公印省略）

新型コロナウイルス感染者等が使用したペットボトル等の
通常時は資源化される廃棄物の取扱いについて（通知）

日頃より、都の資源循環施策に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、都民の重要なライフラインを支える清掃・リサイクル事業に従事する方々の感染防止に万全を期することが重要です。

先般、環境省から「廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A（令和2年4月23日）」で示されたことを受け、自宅療養者が使用した通常時は資源化される廃棄物の取扱いについて、都福祉保健局が作成する「自宅療養マニュアル」等により、環境省Q&Aに基づく取扱いを統一的に自宅療養者に周知を行うことについて、4月27日付けメールにより調査をさせていただいたところです。

調査の結果、環境省のQ&Aに記載の方法によらず、独自の排出方法の実施を希望する自治体が複数ありました。

ついてはこうした点を踏まえ、下記1のとおり対応いただきますようお願いいたします。併せて、下記2、3についても対応をいただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 自宅療養者が排出する通常時は資源化される廃棄物の取扱い

自宅療養者が排出するペットボトル、缶、瓶等の通常は資源化される廃棄物の取扱いは、原則として環境省のQ&Aに示された方法によることとし、これにより難しい場合は、各自治体において収集運搬や選別保管等における感染を防止するための適切な取扱い方法を定めて下さい。その取扱い方法についてホームページで周知を図るようお願いいたします。

なお、都が作成する自宅療養マニュアル等では、各自治体のホームページで確認していただくよう案内する予定です。

2 家庭等から排出される飲料容器等の取扱い

環境省のQ&Aでは、家庭等から排出されるペットボトル等は、「これまでどお

り、住民の方に、分別排出への協力をお願いし、資源化する」こととされています。

無症状の感染者が多数いると想定される中で、家庭等から排出される飲料容器等の捨て方についても適切に取り扱うことが重要です。厚生労働省のウェブページによれば、物の表面について新型コロナウイルスは時間の経過により壊れるとされていますので、作業員の方の感染防止を図るためには、ペットボトル等の飲料容器等については、飲み終えてから1週間程度待ってから排出することが効果的です。こうした点を踏まえて、家庭等から排出される飲料容器等の取扱いについて住民に対して周知して下さい。

なお、水で洗浄してから排出することも有効です。

3 収集作業等における安全確保

環境省が5月1日付けで作成したチラシ「ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ」を、自治体職員だけでなく、委託会社、許可業者、集団回収実施団体等にも配付し、作業前、作業中、作業後に対策の実施を徹底するよう改めて周知するとともに、感染のおそれのあるものに直接触れることのないようにご指導いただくようお願いいたします。

参考①【(環境省Q&A)】

- ① ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装は、可燃ごみ(燃やすごみ)の区分で排出すること。
- ② 缶、瓶等の不燃物については、感染する力がなくなるとされる期間が3日程度であることや、資源ごみの収集頻度を踏まえて、1週間程度待ってから排出すること、それが困難な場合は「可燃ごみ(燃やすごみ)」に入れて排出しその後の選別は行わないこと。

などを検討した上で、住民の方に周知してください。

また、新型コロナウイルス感染者でも疑いのある者でもない者が使用したものはこれまでどおり、住民の方に、分別排出への協力をお願いし、資源化をするようにしてください。

参考②【新型コロナウイルスの生存期間】

- ・「物の表面についてウイルスは、時間が経てば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力を持つとされています。」
(厚生労働省ウェブページ「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)」)
- ・新型コロナウイルスは、物質の表面上では2～3日生存できる。
(アメリカ国立アレルギー・感染研究所(NIAID))

(担当) 資源循環推進部 一般廃棄物対策課
電話 03-5321-1111 (内) 42-831